

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

第3期横浜市空家等対策計画推進業務委託

2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

概算業務価格（上限）は約 4,000 千円（税込）です。

3 プロポーザル参加者の資格（提案資格要件）

本プロポーザルの参加の資格を有する者は、次に掲げる項目の全てに該当するものとします。

- (1) 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）において、営業種目「建設コンサルタント等の業務」に登録しており、かつ細目「建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」に登録していること。ただし、参加意向申出書の提出時まで登録申請しており、受託候補者を特定する期日までに登録が完了していれば、この限りではない。
- (2) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）及び1級建築士がそれぞれ1名以上在籍していること。
- (3) 空家化の予防や空家の流通・活用に関する業務を国又は地方自治体等から受託した実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- (5) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でない者。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていない者。
- (8) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立がなされている者（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
- (9) 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていないこと。

4 参加に係る手続き

本プロポーザルに参加する場合は、参加意向申出書及び誓約書等を提出し、参加意向の表明を行ってください。

- (1) 提出期限 令和6年6月18日（火） 17時まで（必着）
- (2) 提出先 横浜市建築局住宅部住宅政策課 空家担当
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎24階
電話番号 045-671-4121
電子メール kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp

(3) 提出方法 持参、郵送（書留郵便）又は電子メール

- ・郵送又は電子メールで提出する場合は、期限までに到着するように発送し、必ず電話で提出先まで到着確認を行ってください。
- ・持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、提出先までお願いします。

(4) 参加意向手続時の提出書類

ア 参加意向申出書（様式1） 1部

イ 誓約書（様式2） 1部

ウ 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に未登録の者については、申請中であることを証明できる書類 1部

エ 資格等要件証明書（該当する資格の免許の写し等）及び資格者の在籍証明書（保険証の写し等）

オ 空家化の予防や空家の流通・活用に関する業務を国又は地方自治体等から受託した実績がわかる契約書等の書類

(5) 提案資格確認結果の通知

ア 本プロポーザルに参加する意向申出者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず、提案資格確認結果通知書（別紙1）を令和6年6月21日（金）に電子メールにて送付します。なお、提案資格が確認できた場合は、合わせてプロポーザル関係書類提出要請書（別紙2）を電子メールにて送付します。

イ 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

5 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式3）の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 令和6年6月28日（金）17時まで（必着）

(2) 提出先 横浜市建築局住宅部住宅政策課 空家担当

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50番地の10 市庁舎 24階

電話番号 045-671-4121

電子メール kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp

(3) 提出方法

電子メールに word 形式の質問書（様式3）を添付し、提出してください。また、発送後に必ず提出先まで電話にて連絡してください。

(4) 回答日及び方法 令和6年7月4日（木）までに電子メールで回答します。

6 提案書の内容

(1) 提案書は、別添の所定の書式（様式4から様式10）に基づき作成するものとします。

ア 提案書表紙（様式4）

イ 業務実施能力等

- ・業務実施体制（様式5）
- ・予定技術者の類似の実績と保有資格（様式6）
- ・提案企業の類似の実績（様式7）

ウ 業務実施方針等（様式8）

- ・データ分析による空家化の予防対策の検討方法を立案するにあたっての視点や考え方
- ・空家の用途変更や改修において留意すべき事項やポイントを検討するにあたっての視点や考え方
- ・空家の流通・活用マニュアルについて、その他見直し・追加すべき事項を検討するにあたっての視点や考え方

エ ワークライフバランス等、企業としての取組（様式9）

オ 提案書の開示に係る意向申出書（様式10）

カ 参考見積書（様式自由、人工を明記）

(2) 提案書の作成にあたっては、次の項目に留意してください。

ア 提案は、考え方を簡潔に記述してください。

イ 文字の大きさは注記等を除き原則10ポイント以上の大きさとしてください。

ウ 多色刷りは可とします。

エ 提案書の様式は拡大・縮小等の変更をしないでください。

オ 内容の表現は自由としますが、表紙を除いて社名や商標、マーク等、応募者名を認識できるものの記載は一切行わないでください。

(3) 提案書評価基準における「ワークライフバランスに関する取組」に該当するものがある場合は、有効期限内の資料を提出してください。

対象	提出資料	部数
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」	1部
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」	
以下のうちいずれかの認定の取得 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・よこはまグッドバランス企業（旧よこはまグッドバランス賞）の認定	認定通知書の写し	
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	認定通知書の写し	
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している（従業員43.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員43.5人未満）	最新年度の障害者雇用状況報告書（事業主控の写し）	

健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小企業規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証の AAA クラス若しくは AA クラスの認証	認定通知書又は認証通知書の写し	
---	-----------------	--

7 提案書の提出

- (1) 提出部数 紙1部、電子データ1式（PDF形式）
- (2) 提出期限 令和6年7月12日（金）17時まで（必着）
- (3) 提出先 横浜市建築局住宅部住宅政策課 空家担当
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の10 市庁舎 24階
電話番号 045-671-4121
電子メール kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp
- (4) 提出方法
 - ア 紙 持参又は郵送（書留郵便）
 - ・郵送で提出する場合は、期限までに到着するように発送し、必ず電話で提出先まで到着確認を行ってください。
 - ・持参の場合は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、提出先までお願いします。
 - イ 電子データ 電子メール
 - ・PDF形式にした提案書一式を提出先のメールアドレス宛に電子メールで送付してください。なお、電子メール発送後に必ず提出先まで電話にて連絡してください。
- (5) その他
 - ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
 - イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
 - ウ 提出された書類は、返却しません。
 - エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者（資格者等）は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
 - オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
 - カ 提案内容の変更は認められません。

8 評価基準

提案書評価基準のとおり

9 プロポーザルに関するヒアリング

提案内容に関するヒアリングは行いません。

10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。なお評価委員会は非公表とします。

名 称	建築局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会	第3期横浜市空家等対策計画推進業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関する事	プロポーザルの評価に関する事
委 員	建築局 公共建築部長 企画部企画課長 総務部総務課長 住宅部住宅政策課長 建築監察部法務課長 公共建築物営繕企画課長 公共建築部保全推進課の課長 公共建築物施設整備課長 公共建築物学校整備課長 公共建築物電気設備課長 公共建築物機械設備課長 総務部総務課庶務係長 財政局 契約部契約第二課長	建築局 総務部総務課長 企画部企画課長 企画部都市計画課長 住宅部住宅政策課担当課長 建築指導部建築企画課長 建築指導部建築指導課建築安全課長 都市整備局 地域まちづくり課担当課長

11 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を電子メールにより通知します。

- (1) 通知日 令和6年8月中旬ごろまでに行います。
- (2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

13 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。

(別紙1)

令和6年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者
建築局長

提案資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名：第3期横浜市空家等対策計画推進業務

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由：××のため

(別紙2)

令和6年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者
建築局長

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：第3期横浜市空家等対策計画推進業務

提出書類

- 1 提案書（提出期限 令和6年 月 日（ ）午後 時）
 - 2 質問書（提出期限 令和6年 月 日（ ）午後 時）
- その他関係書類

(別紙3)

令和6年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者
建築局長

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：第3期横浜市空家等対策計画推進業務

結果①：最適であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により特定にいたりませんでした。

理由：××のため